

(別紙2)

Tahmazoフェスティバルin淡路島 安全規則

KMA淡路市・岩屋模型飛行場使用安全規則

飛行に関しては日本模型航空連盟模型飛行士登録規定に従い常に安全を最優先とする。

1. 航空法等各種法令、規則を遵守して飛行する。
2. 飛行は日の出から日没までの間に行う。
3. 天候に常に留意し、飛行の安全に努める。特に強風時などには飛行しない。
4. 飛行前、飛行後の機体の点検を必ず実施する(別添参照)。
5. 酒精飲料等の影響により、無人航空機を正常に飛行させることができないおそれがある間は、飛行させない。
6. 送受信機の機能及びバッテリーの状態をフライト毎に確認する。
7. 万が一を想定し、モーター又は発動機には必ずフェールセーフ機能を設定する。
8. 飛行空域内に人などが立ち入っていないか常に注意して飛行する。
9. 150m以上の高さの空域において飛行を行う場合は、飛行経路全体を見渡せる位置に、ラジコン機の飛行状況及び周囲の気象状況の変化等を常に監視できる補助者を配置し、補助者は、無人航空機を飛行させる者が安全に飛行させることができるよう必要な助言を行うこと。
10. 航空機との衝突を避けるため、常に周辺を監視し航空機が接近した場合には飛行の中止等を行い航空機の飛行に影響を与えない。
11. 周囲の人に迷惑をかけない騒音対策等を行うとともに、不必要な低空飛行や急降下を行わない。
12. ラジコン機等と地上又は水上の人又は物件との間には最低30m以上の距離を保つ。
13. 機体の所有者を明確にするため、JPN番号、ラジコン操縦士番号を機体に必ず明記する。
14. 日本模型航空連盟の模型飛行士登録や日本ラジコン電波安全協会のラジコン操縦士の賠償保険の有効期間が切れていないかを確認する。
15. 事故等(注1)が起きた場合は、速やかに国土交通省大阪空港事務所管制保安部(連絡先06-6843-1124)に通報する。(注1)事故等とは無人航空機の飛行による人の死傷、第三者の物件の損傷、飛行時における機体の紛失又は航空機との衝突若しくは接近事案を指す。
16. 物件のつり下げ又は曳航を行わない。
17. 150m以上の高さの空域でラジコン機を飛行させる者は、許可書の原本又は写しを携行する。
18. 150m以上の高さの空域でラジコン機を飛行させる場合は、予め大阪空港事務所航空管制運航情報官(06-6843-1124)と調整した方法により、当該空域で飛行を予定する日時、飛行高度(上限、下限)、機体数及び機体諸元などを連絡すること。
19. 操縦者を対象に年1回以上の研修会を開催し、ラジコン機の安全な運用に関する情報の収集、実技講習などを通して資質の向上を図る
20. 淡路市岩屋模型飛行場は神戸空港特別管制空域に隣接しているため、飛行範囲を逸脱しないよう細心の注意を払うと共に、周辺の航空機の飛行状況の把握に努め、航空機の飛行の安全に支障がないよう実施する。
21. 同時飛行は10機までとする。
22. 飛行を行わなくなった場合は大阪空港事務所航空管制運航情報官(06-6843-1124)へ連絡を行う

周りの環境に配慮し、常に安全を最優先に考えた飛行に心がけること。